

近隣センター・市民センター使用許可基準

（目的）

この基準は、地方自治法、我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年6月29日条例第31号）（以下、「条例」という）にもとづき、施設使用許可基準を具体的に示すことを目的とする。

（適用の範囲）

この基準は、条例第2条に掲げる集会施設に適用する。

（使用許可基準）

使用許可の基準は次のとおりとし、その他の場合は準じて判断する。

1 使用を許可できるもの

根拠法	許可する使用
（設置）条例第2条 市民の福祉増進を図るため、次のとおり集会施設を設置する。 （使用の範囲）条例第3条 集会施設を使用することができるものは、本市の住民とする。	1. 本市の住民（個人、団体、法人）による福祉の増進を図る使用。<u>ただし、2 許可できない条件 に該当しないこと。</u> （許可する主な事例） ・自治会・町内会の総会や役員会等の集会 ・サークル活動、サークルが講師を招く活動 ・法人内部での業務会議、サークル活動 ・宗教活動（許可できない条件を除く） ・政治活動（許可できない条件を除く） ※以上の使用において実費相当分の参加費の徴収は可とする。 2. 公共性又は公益性のあると認められる事業での使用。 ・市の主催事業、共催事業 ・まちづくり協議会の主催事業、共催事業 ・市又は教育委員会で後援承認を受けた事業 ※チケットの販売や会員以外からの受講料の徴収も可。

2 許可できない条件

根拠法	許可できない条件の主な事例
（使用の許可）条例第4条第2項 許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付することができる	・宗教の布教・入信等の勧誘を行うこと ・政治団体による寄付・入会等の勧誘を行うこと ・金銭・物品の寄付等の強要を行うこと

3 使用の制限

根拠法	使用を制限できる主な事例
(使用の制限) 条例第6条(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。	・健全な社会風俗に反する行為 ・わいせつ・賭博・暴力・詐欺・喧騒等の行為
(使用の制限) 条例第6条(2) 営利を目的とする興業その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めたとき。	・教室・塾活動(指導者自らが受講料等を徴収する) ・(金銭の授受の有無に関わらず) 物品・サービスの宣伝、勧誘、販売促進、販売、契約行為、採用面接 ・興行
(使用の制限) 条例第6条(3) その他管理運営上支障があると認めたとき。	・不特定多数を対象、定員を超える使用 ・通夜・葬儀での使用